

運営規定の概要（第1ホーム：かまぐらの里・第2ホーム：雪椿の里）

フリガナ	グループホーム ユキンコ		サービスの種類	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
事業所名	グループホーム ゆきんこ		事業所番号	1571000320
所在地	〒 948－0006 新潟県十日町市四日町1332番地		フリガナ	カワカミ タダヒロ
			管理者	川上 忠宏
連絡先	電話番号	025－752－7299	FAX番号	025－752－7296
その他年間の 休 日		年中無休		
利 用 料	法定代理受領分	介護報酬の告示上の額(別掲)		
	法定代理受領分以外	介護報酬の告示上の額(別掲)		
その他の費用	居室料金 ・ 食材料費 ・ 光熱水費 ・ その他の日常生活費 オムツ代 ・ 理美容代 ・ リネン代			
通常の事業の 実施地域	十日町市			
	備考			

職員の勤務の体制

職種	職務内容	兼務の場合 兼務する職種	人数
管理者	従業員の管理と業務の管理を行います	介護職員	1名
計画作成担当者	利用者の能力や本人、家族の希望、意見等を聞き、より良い生活ができるよう計画を作成します。	介護職員	1名
		介護支援専門員・介護職員	1名
看護職員	利用者の健康管理、傷の処置等を行います	通所介護看護師	1名以上
介護職員	日常生活を営むために必要な生活動作等のお手伝いをします		12名以上

秘密の保持

- 当事業所の介護員その他の従業者は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密については、正当な理由がない限り、決して漏らしません。
- 当事業所は、介護員その他の従業者が、当事業所の従業者でなくなった後においても、当事業所の責任において、当該従業者が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を行います。
- 当事業所は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。

事故発生時の対応

- 当事業所は、利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 当事業所は、利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- 当事業所は、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

暴力団等の排除

- 当事業所は、その事業運営について新潟県暴力団排除条例第3条に規定する理念に則り、同条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

虐待防止に関する事項

- 当事業所は、サービス提供中に当該事業所従事者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。
- 当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するために、虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催し、その結果を講じます。
- 当事業所は、虐待の防止のための研修を定期的実施します。

利用料金その他の費用の額

利用料金

要介護度状態区分	1日あたりの 利用料金	介護保険適用時の1日 あたりの自己負担金 (1割負担)	介護保険適用時の1日 あたりの自己負担金 (2割負担)	介護保険適用時の1日 あたりの自己負担金 (3割負担)
要支援2	7,490円	749円	1,498円	2,247円
要介護1	7,530円	753円	1,506円	2,259円
要介護2	7,880円	788円	1,576円	2,364円
要介護3	8,120円	812円	1,624円	2,436円
要介護4	8,280円	828円	1,656円	2,484円
要介護5	8,450円	845円	1,690円	2,535円

介護保険給付対象となる加算

加算項目	利用料金	利用者負担金 (1割負担)	利用者負担金 (2割負担)	利用者負担金 (3割負担)
初期加算	300円/日 入居から30日間	30円	60円	90円
医療連携体制加算(Ⅰ)	370円/日 要支援2は算定不可	37円	74円	111円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	220円/日 職員の70%以上が介護福祉士	22円	44円	66円
入院時費用	2,460円/日 月6回限度	246円	492円	738円
退院時相談援助加算	4,000円/日 自宅へ戻られる際に相談助言	400円	800円	1,200円
退所時情報提供加算	2,500円/回 医療機関に退所する際に情報提供	250円	500円	1,500円
科学的介護推進体制加算	400円/月 情報を厚労省に提出	40円	80円	120円
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	【算定方法】 所定単位数(所定単位＋各加算)×0.178/月 職場環境の改善により、職員の定着促進を図る			

介護保険給付対象外サービス

項 目	費 用
居室料金	1,300円/日
食材料費	1,500円/日
水光熱費	950円/日
リネン代	実費
その他の日常生活費	実費
理美容代	実費
紙おむつ	実費

苦情処理体制

別紙のとおり

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設の名称	グループホームゆきんこ
申請するサービスの種類	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

措置の概要	
1	利用者からの相談又は苦情などに対応する常設の窓口（連絡先）及び担当者の設置状況
苦情担当窓口を次のとおり設置します。 ① 窓口設置場所 新潟県十日町市四日町 1332 番地 グループホームゆきんこ 電話番号 025-752-7299 Fax 025-752-7296 ② 窓口開設時間 午前 9 時から午後 5 時まで 上記時間以外の夜間時間帯は、夜間勤務者が対応します。（ 025-752-7299 ） ③ 対応者 川上 忠宏 ④ 第三者委員 河野 智 電話番号 090-1687-5521 高橋 愛 電話番号 090-1687-5513 ⑤ その他の苦情窓口 社会福祉法人苗場福祉会 法人管理部 025-761-7400 十日町市市民福祉課 介護保険係 025-757-3757 新潟県国民健康保険団体連合会介護サービス相談室 025-285-3022	
2	円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制及び手順
（１）相談及び苦情の対応 相談又は電話があった場合、原則として当ホームの管理者、計画作成担当者が対応します。一般職員に苦情があった場合は、必ず計画作成担当者 と連携し対応します。そして、その内容を管理者に直ちに報告します。 （２）確認事項 相談又は電話については、次の事項について確認します。 相談又は苦情のあった苦情者の氏名及び利用者の氏名、具体的な苦情・相談の内容（日時等）、担当した職員の氏名（苦情者が分かる場合）、対応した職員の氏名等を記載します。 （３）相談及び苦情処理期限の説明 相談及び苦情の相手方に対し、対応した職員の氏名を提示し、相談・苦情を受けた内容について回答する期限を併せて説明いたします。 （４）相談及び苦情処理 概ね次の手順により、相談及び苦情について処理します。 ①事業所内において、管理者を中心として相談・苦情処理のための会議を開催します。 ②サービスを提供した職員からの概況説明を行います。 ③問題点の整理、洗い出し及び今後の改善策についてのディスカッションを行います。 ④文章により回答を作成し、計画作成担当者が事情説明を利用者に対して直接行った上で、文章を渡します。 ⑤苦情処理の概要についてまとめた上で利用者を担当する市町村に対して報告を行い、更なる改善点について助言、指導を受けます。 ⑥担当の生活相談員に対し、上記の内容について提示し、事業所内において改善策を検討し再発の防止につとめます。	
3	その他参考事項
《グループホームゆきんこ》では、利用者の皆様が可能な限りその居宅において、その能力に応じ、自立した日常生活が営む事ができるように支援いたします。笑顔と安らぎのある暮らしを支えたいと願っております。どうぞお気軽にご相談ください。計画作成担当者が対応いたします。	